

我が国における精子提供者の「出自を知る権利」に対する意識調査

分担研究者 久慈直昭・吉村泰典 慶應義塾大学医学部産婦人科学教室

（研究要旨）

平成10年から平成16年までに非配偶者間人工授精のため精子提供を行った男性120名にアンケート調査を行い、32通（27%）に返信を得た。子どもが自分の遺伝的な父親を知りたいと思うことについては67%が「仕方がない」と答えたが、「あなたの提供により生まれた子供が会いに来る可能性があるとしたら提供しなかったか？」という問いに対しては、「提供しなかった」が67%、「それでも提供した」が30%の回答であった。「提供は匿名のままの方が良いと思いますか？」の問いに、「匿名のままが良い」が88%であり、「提供により生まれた子供が会いに来る可能性があっても提供した」と答えた男性においても80%が「匿名のままが良い」と答えていた。出自を知る権利を認めた場合提供者は減少し、またその特徴は変化する可能性がある。また、たとえ出自を知る権利を基本的に認めたとしても、実際に提供者を特定できるまでの情報を子どもに教えることは非常に慎重に行うべきであると考えられた。

配偶子提供による不妊治療において未だ解決されていない最大の問題は、生まれてきた子供の「出自を知る権利」を認めるかどうかである。我が国で唯一行われている配偶子提供である非配偶者間人工授精は匿名、すなわち出自を知る権利を認めない前提で50年以上継続して行われてきたが、近年海外諸国で出自を知る権利を認める国がいくつか現れてきている。

もし匿名での精子提供から、出自を知る権利を認めるように変化させた場合、様々な変化が予想されるが、その一つが提供者の変化である。例えば、出自を知る権利を認めた各国では提供者の高齢化といった現象がおこっており、このことから精子提供者の加齢のために出生児の先天異常増加というリスクを考慮する必要が生じる。また、どのような男性が提供者になるのかは、性向や身体能力等を含め、遺伝的にどのような子供が生まれてくるかを直接規定してしまう。我が国では主に身体的発育・学業成績についての調査が行われ、これによれば統計的には子ども全体と比べた場合に明らかな悪影響は認められていないが、これ

は匿名の提供者から生まれた子供の場合である。もし提供者が変化した場合には、同様な調査が再度必要になるとともに、比較の対象として現在の提供者の状況や考え方を知っておくことは必要であると考えられる。

このような背景をふまえ、精子提供をこれまで実際に行った男性に対して、出自を知る権利についてどう考えているか、そしてもし匿名でなかったら提供をしたかどうかについてアンケート調査を行い、提供者がこのことをどのように考えているかを調査した。ここに途中経過を報告する。

【対象・方法】

対象は、慶應義塾大学病院産婦人科において、平成10年から平成16年までに非配偶者間人工授精のため精子提供を行った男性120名である。これらの男性に対して、自由意志・匿名のアンケート調査を郵送にて依頼した。アンケートは、複数回答を含む選択肢形式にて行い、一部の設問については自由記述による回答を求めた（表1）。

なおこの期間、精子提供者は原則30才以下で、

精液検査で精液濃度・運動率・奇形率に異常を認めず、感染症検査（梅毒・肝炎・HIV等）が陰性であり、問診にて2等親以内の家族及び自分自身に遺伝的疾患のないものに限っている。

【結果】

1. 発送から集計までの期間は2ヵ月とした。宛先不明により返信されたものを除き、提供者に連絡できたと考えられるアンケート依頼120通中、32通（26.7%）のみに返信があり、年齢は31-40才、既婚者が多かった（表2）。
2. 一般的な意見として「自分の遺伝的な父親を知りたいと思っている子供達がいることをどう思うか？」という問いに対しては、「そう思うのは人情で仕方がない」との答えが66.7%を占め、「子供の当然の権利である」が18.2%、「本当の親は育てた夫婦しかいないので知りたいと思って欲しくない」という意見が24.2%であった（図1）。
3. 「あなた自身が提供精子で生まれた子ならば遺伝的父親を知りたいか？」という問いに対しては、「知りたくない」が57.6%、「知りたい」が39.4%であった（図2）。この問いに対しては回答の理由を自由記述で求めたが、「知りたくない」理由としては「育てて貰っている親子関係は通常のもので、あえて知らなくても良い」「育てた夫婦が親だと思いたい」「遺伝的なことはそれ程重要だと思わない」等、一方「知りたい」理由としては、「精子提供で生まれた事実を知らされたから想像を膨らませて、知りたくなるのは当然」「気になることを抑制して生きるよりも、知って克服し自分で考える」等があった。さらに「知りたくない」理由の中に「虐待を受けている場合は知りたくなるかもしれない」や、「知りたい」理由として「知らなかった方が良かったと思うことが起こるかもしれない」等の意見も見られた。
4. 提供を受ける夫婦についての質問では、「提供を受ける夫婦との接触はどんなかたちでも

絶対にしたくない」が60.6%、次いで「提供を受ける夫婦は子供を得たいのに得られずにとっても可哀想だ」が51.5%と多かった。一方、「夫婦に会って話をしたい」「匿名であれば夫婦と連絡をとってもよい」「どんな夫婦に提供されるのか知りたい」「夫婦の情報を知ることができればよい」はすべて10%以下しかなかった（図3）。

5. 自分の提供した精子で生まれたかも知れない子供についての質問では、「子供との接触はどんな形でも絶対にしたくない」が57.6%、「自分の提供精子で本当に子供が生まれたかどうか知りたくない」42.4%、「提供精子で生まれた子供は（提供が匿名であってもなくても）自分が精子提供で生まれた事実を告げられるべきではない」39.4%、「自分が提供した精子で現実に子供が生まれていることが分かったらやはりショックだ」21.2%であり、以上4つを重複して選択した提供者が多かった。一方「生まれた子供にメッセージを残したい」3.3%、「匿名を前提に手紙のやり取りをしたい」3.3%、「万が一訪ねて来たら、精神的に成長する事に協力したいと思う」10.0%の回答は少なかった。「子供が15才以上に成長したら精子提供で生まれた子供であることを本人に告げても良い」という回答は24.2%（8例）にみられた（図4）。
6. 「生まれた子供が強く望むならば自分の情報をどこまで教えてよいか？」（複数回答）に対して、「何も情報を教えて欲しくない」45.5%、「遺伝情報・健康の情報など（医学的が必要があれば）」30.3%、「髪の毛の色や身長・体重など個体を特定できない情報」24.2%、「性格・嗜好など個体を特定できない情報」12.1%、「職業・名前まで教えても構わない」9.1%であった。「なにも情報を教えて欲しくない」の理由として、「匿名が条件だから提供した」「知ることも知られることも怖い」「関わることはお互いの利益につながらないと思う」が挙げられた（図5）。

7. 「あなたの提供により生まれた子供が会いに来る可能性があるとしたら提供しなかったか？」という問いに対しては、「提供しなかった」が 66.7%、「それでも提供した」が 30.3%の回答であった（図 6）。「提供しなかった」理由として、「後悔している、会いに来る可能性が 100%無いものと思っていたからやった」「将来の自分の生活や家庭が脅かされるので怖い」「子供に何らかの責任を取らなければならないと感じるから」「自分と会う事で子供とその両親の関係が変化してしまう事が怖い」など、現実に関わることによって互いに影響しあうことを心配していることが伺える。

8. 「匿名が条件ならばあなたの精子提供で生まれた子供に会いたいのか？」との問いに、「会いたいと思わない」が 87.9%、「会いたいと思う」が 12.1%であった（図 7）。「会いたいと思わない」の理由として、「精神的に良いものではない」「会うことは単なる好奇心のみ」「子供に会う準備ができていない」「関わりたくない」「子供のできない夫婦を助けるために提供しただけ」であった。

9. 「あなたの精子で生まれた子が会いに来たら自分の家族に紹介するか？」の問いに、「紹介しない」が 87.9%、「紹介する」が 12.1%の結果であった（図 8）。「紹介しない」の理由として、「子供にとって辛い体験になるかもしれない」「家族内の平和、平穏が脅かされる恐れがある」「家族が知ることによって必要のない葛藤を家族に誘発するかもしれない」があった。

10. あなた自身精子提供をしたことを自身の家族に話したか？」の問いに、「話していない」が 87.9%、「話した」が 12.1%の結果であった（図 9）。「話していない」理由として、「精子提供が世間一般でない以上誤解を与えるだけ」「理解が得られそうもない」「後悔しているから到底他人には話せない」「匿名が保てるということで行っていたので話す必要もない」と答えていた。

11. 「精子提供は匿名のままの方が良いと思いま

すか？」の問いに、「匿名のままが良い」が 87.9%、「匿名でない方が良い」が 12.1%の結果であった（図 10）。「匿名のままが良い」の理由は、「匿名だから成立する面が多い」「匿名でなかったら提供者になっていなかった」「提供者とこの方法で生まれた子供は別々の人生を歩まざるを得ない」などであった。

【 考察 】

非配偶者間人工授精は我が国においてこれまで匿名で行われ、子どもが自分の遺伝的な親を知る権利（出自を知る権利）は現在でも認められていない。しかし我が国でも、精子提供で生まれてきた子どもの中に、遺伝的な親を知りたいという子どもが名乗り出てきており、厚生労働省・生殖補助医療部会では出自を知る権利を認める方向で今後の我が国の生殖医療の枠組みを考える答申をまとめている。（参考文献¹）

出自を知る権利を認めた場合、これまで匿名を前提として提供していた提供者は変化することが考えられる。実際、2005年4月より出自を知る権利を認める方向で改正を決めた英国でも、提供者の激減を懸念して全国的なキャンペーンを行っている。我が国でもその場合の影響を調査しなければならないが、その第一段階としてこれまで匿名で提供してきた提供者達が出自を知る権利をどう考えているのか、また匿名でなかったら提供をしたかどうかを調査することは、影響を予想する上でも、また将来出自を知る権利を認めることになったときにその影響をはかる基礎資料としても非常に重要である。このような背景で行った今回の調査であきらかになったことは、以下の3点である。

第1は、遺伝的な親を知りたいという子どもの気持ちはわかるが、匿名でなければ提供しなかつただろうという、現在の提供者の出自を知る権利に対する考え方である。「あなたの提供により生まれた子供が会いに来る可能性があるとしたら提供しなかつたか？」という問いに対して「提供しなかつた」という回答が33名中22名（67%）であり、もし出自を知る権利を前提に提供を行ったとすれば、今回アンケートを行った提供者達の2/3は提供に協力しなかつたと考えられる。

第2に、「それでも提供した」という10名（30%）の提供者の考え方である。出自を認めた場合に提供することになる未来の提供者の考えを代表しているとも考えられるこの10名中、「精子提供は匿名のままの方が良いと思いますか？」の問いに、「匿名のままが良い」が8名であり、「匿名でない方が良い」は2名のみであった。回答者全員における「精子提供は匿名のままが良い」が87%で

あるのに、匿名でなくても提供すると答えた提供者の中でも80%が「匿名の方がよい」と答えたことは、今後の出自を知る権利を認めるかどうかの議論の中で記憶すべきことであろう。

第3は、現在結婚している男性では、匿名だったからこそ提供した、出自を知る権利が認められたら提供はしなかつたという回答が22名中16名（72%）と現在未婚の男性（11名中6名、55%）に比較して多く、これら16名の既婚提供者のうち13名（81%）が生まれた子供とは絶対会いたくない（未婚では43%）と答えている事実である。既婚男性において提供で生まれた子どもとの接触を拒否する傾向が強いという事実は、提供したときには出自を知る権利を理解していた未婚者も、結婚した場合に接触をためらうように変化してしまう可能性があることを示している。

これまで匿名で精子を提供した男性達は、子どもをつくるために提供したという意識より、献血や骨髄移植の際の組織・細胞提供と同じ感覚で提供を行っていると考えられる。従って（そのために提供したにもかかわらず）「実際に子供が生まれていることを知ったらショックだ」というのが偽らざる気持ちであり、提供した事実はそっとしておいてほしいという強い意志は、前述した26%という、これまで我々が行った精子提供で子どもをえた夫婦へのアンケート調査（50-70%）の返信率に比べて非常に低い返信率にも反映されていると考えられる。これだけ配偶子を提供することは提供する側にとっても重いのである。

現在の提供者は、大部分が子どもが親を知りたいと思う気持ちは自然なものだろうと認め、また生まれた子供には会いたくない、個人を特定するような情報は与えたくないといいながらも、もし子どもが実際にあらわれたら何とかしてあげたいと思う思いやりも持っている。そのような提供者の夫婦や子どもへの自由記述のメッセージに「精子提供は子供の得られない夫婦に子供が得られる良い方法だと考えるが、本来であれば得られなかつた子供を得ることができたのだから、親としての責任として最後まで子供に接して欲しい。子供が欲しいから子供を得て、子供が情報を知りたいから情報を教えろというのは少々わが

ままな気がする。提供した側にも提供された側の知らない、そして侵して欲しくない生活があることを認識して欲しい」とあるのは、形を変えて多くの提供者の心に存在するものであろう。

さらに重要なことは、出自を知る権利を認めた場合に、提供してから子どもがその権利を発動できる 15 年の間に、提供者自身の考え方や状況も変化してしまうかもしれないという点である。今回のアンケートでも既婚者と未婚者で意見が分かれたことにも表されるように、15 年という期間は人の人生を一変させたり、考え方を变化させることが十分なほど、非常に長い。たとえ既婚者に提供を絞ったとしても、離婚などの可能性も考えると、出自を知る権利を認めて提供者を特定する情報を子どもに教える際には、きわめて慎重な対応が必要であろうし、15 年たって提供者が、家庭の状況が変化したので匿名にしてほしいと要求することも考慮する必要がある。提供者も、一度同意をしてしまえばどんな状況になろうとそ

れを甘んじて受けることができるとは限らない。彼らも成長しながら人生を過ごしている一人の人間であり、たとえ同意をして善意の提供をしたとしても、家族をまもり、自分のプライバシーを守る権利のある人間なのである。

このように提供者のことだけを考えてみても、出自を知る権利を認めた場合にこの治療は今までとは全く異なった体系を、新規に始めると考えなければならない。その意味で、1980 年代にこれを認めたスウェーデン、その後にこれを認めるように規定を改変したオーストラリア (cf. 一部の州のみ)、そして 2005 年 4 月より出自を知る権利を認める英国でおきる事態を、きわめて注意深く注視する必要がある。

(参考文献)

1. 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書。(平成 15 年 4 月 28 日・厚生科学審議会生殖補助医療部会

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0428-5a.html#3-1-2-1>

アンケート調査についての御願い

非配偶者間人工授精は無精子症男性が子供を授かる方法として 50 年の歴史をもち、善意のボランティアからの提供精子によって数多くのカップルが待ち望んだ子供を授かっています。

非配偶者間人工授精において提供は匿名でおこなわれ、現在も厳密にその形を守って続けられています。従って提供によって生まれた子供が自分の遺伝的な父親を知ることはできませんし、逆に提供者が自分の精子によって生まれた子供のことを知ることもできません。精子提供を匿名で行う原則は我が国独自のものではなく、アメリカやヨーロッパの大部分の国でも同様に匿名で行われています。

しかしこのような治療で生まれた子供のなかに、自分の遺伝的な父親をどうしても知りたいという願いをもち子供たちがいることも事実です。一旦自分が非配偶者間人工授精で生まれてきたということを知った時、遺伝的な親を知りたいという希望は非常に強く、子供によっては知ることを禁じられていることに深く傷つくこともあります。そのため子供たちの遺伝的な親を知る権利を尊重しようという国もスウェーデンなど少数ですが存在します。

我が国でもこの「子供が遺伝的な親を知る権利（出自を知る権利）」をどのように考えるかについて論議が重ねられていますが、まだ結論がでていません。しかし将来、子供の知る権利を無制限に認めるようにこの治療の体系を変えた場合、精子提供者やその家族と子供・両親の間でいままで見られなかった感情のトラブルがおこる可能性もあります。

そこで今回、精子提供とその匿名性、生まれてきた子供の出自を知る権利についてどうお考えかを、この治療についてある程度の知識を持った方々に、アンケート調査させていただきたいと思います。この問題は精子提供だけでなく、現在我が国では認められていない卵子提供や、受精卵提供の際にも考えていかなければならない問題です。

お忙しい毎日、大変恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしく御願いいたします。

(アンケートは平成 16 年 12 月末日までに同封の封筒にて匿名で御返信いただければ幸いです。)

慶應義塾大学医学部産婦人科学教室
吉村泰典、久慈直昭

(アンケートは匿名です)

まずあなた自身のこと、およびご家族の構成をお聞きします。各設問とも、あなたが当てはまるものいずれかに○をしてください。

1. 年齢 (いずれかに○をして下さい) ;
30 歳以下、31-40 歳、41-50 歳、51-60 歳、61 歳以上

2. 家族構成
既婚・未婚
子供の数 () 人

3. 当てはまるものに○をしてください
学生・社会人 (卒業後)

現在精子提供は匿名で行われており、提供によって生まれた子供が自分の遺伝的な父親を知りたいと思っても、知ることはできません。もちろん今までに提供していただいた精子はあくまで匿名を前提としており、提供者も自分自身の提供精子で生まれた子供を特定できませんし、逆に今までにこの治療で生まれた子供は将来も提供者を特定することはできません。

従ってこれ以降の質問のいくつかは、現在までに精子を提供していただいた方には「あり得ない」状況を想像していただくこととなります。想像できる範囲でお答えいただければ結構です。

アンケートの答えは選択式 (一部複数回答可) となっています。もし、記載された選択肢にぴったりしたものがない場合、余白にコメントを書いて頂いても結構です。

(ここからは精子提供をしてくださった方にお聞きします)

○ 提供をうける夫婦について、あなたがそうだと思うものの番号を○で囲んでください。(図3)

- 1) 自分の精子がどんな夫婦に提供されるのか知りたいと思う
- 2) 提供を受ける夫婦の情報を知ることができればよいと思う
- 3) 提供をうける夫婦に会って、話してみたい
- 4) 提供をうける夫婦が私の身体的特徴、趣味、性格について知ってもよいと思う
- 5) 提供をうける夫婦との接触はどんなかたちでも絶対にしたくない
- 6) 提供をうける夫婦は子供を得たいのに得られなくて、とてもかわいそうだ
- 7) 自分が提供する精子はできれば複数でなく一組の夫婦に提供して欲しい
- 8) 匿名性が保たれるのであれば提供を受けた夫婦との連絡をとってもよい

○ あなたの精子提供で生まれたかもしれない子供について、そうだと思うものの番号を○で囲んでください。(図4)

- 1) 自分が提供した精子で現実に子供が生まれていることがわかったら、やはりショックだ
- 2) 提供精子で生まれた子供は、(提供が匿名であっても、匿名でなくても)自分がAIDで生まれた事実を告げられるべきでない
- 3) 自分の提供精子で生まれた子供が万一訪ねて来たら、その子が精神的に成長することに協力したいと思う
- 4) 生まれた子供が成長したら(15才以上)、AIDで生まれた子供であることを本人に告げても良い
- 5) 自分の提供精子で生まれた子供と(匿名を前提に)手紙のやりとりをしてみたい
- 6) 自分の提供精子で生まれた子供との接触はどんなかたちでも絶対にしたくない
- 7) 自分の提供精子で本当に子供が生まれたのかどうかは知りたくない
- 8) 自分の提供精子で生まれた子供と定期的に会いたい
- 9) 自分の提供精子で生まれた子供にあらかじめメッセージを残したいと思う

○ もし生まれた子供が強く望むなら、自分の情報をどこまでなら教えてもよいと思いますか。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。（*現実には前に述べたように、現在までに提供精子で生まれた子供には将来も提供者の情報は何も与えられません）（図5）

- 1) 何も情報は与えてほしくない
- 2) 髪の毛の色や身長・体重など個体を特定できない身体的情報
- 3) 性格・嗜好など個体を特定できない情報
- 4) 遺伝情報・健康の情報など（個人を特定できる可能性はないとはいえませんが、子供が遺伝病になったなど医学的必要があるらば）
- 5) 職業・名前まで教えてもらってもかまわない
- 6) その他

（理由）

○ もしあなたの提供によりうまれた子供が、会いに来る可能性があるとあらかじめ話されたら、提供をしなかったでしょうか？（図6）

- 1) それでも提供した
- 2) 提供しなかった

（理由）

○ 相手には自分のことがわからないようにしてならば、あなたが提供した精子で生まれた子供にあつてみたいと思いますか？（図7）

- 1) あいたいと思う
- 2) あいたいとは思わない

（理由）

○ もしあなたの精子提供で生まれた子供が会いに来たら、自分の家族に紹介するでしょうか？ (図 8)

- 1) 紹介する
- 2) 紹介しない

(理由)

○ あなた自身は家族に精子提供をしたことを話していますか？ (図 9)

- 1) 話した
- 2) 話していない

(理由)

○ 精子提供は匿名のままのほうがよいと思いますか？ (図 10)

- 1) 匿名のままがよい
- 2) 匿名でない方がよい

(理由)

○ 提供精子で生まれた子供に、もし伝えてもよいメッセージや、この治療に対するご意見がありましたらご自由にお書き下さい。

ご協力誠にありがとうございました。

表2. 回答者32名の背景

年齢	
20-30	13
31-40	16
41-50	2
(回答無し)	1
<hr/>	
計	32
既婚	23
未婚	9
<hr/>	
計	32
社会人	26
学生	5
(回答無し)	1
<hr/>	
計	32

図1. 遺伝的父親を知りたいという子供達をどう思うか

人情で仕方がない	66.7
知りたいと思ってほしくない	24.2
子供の当然の権利	18.2

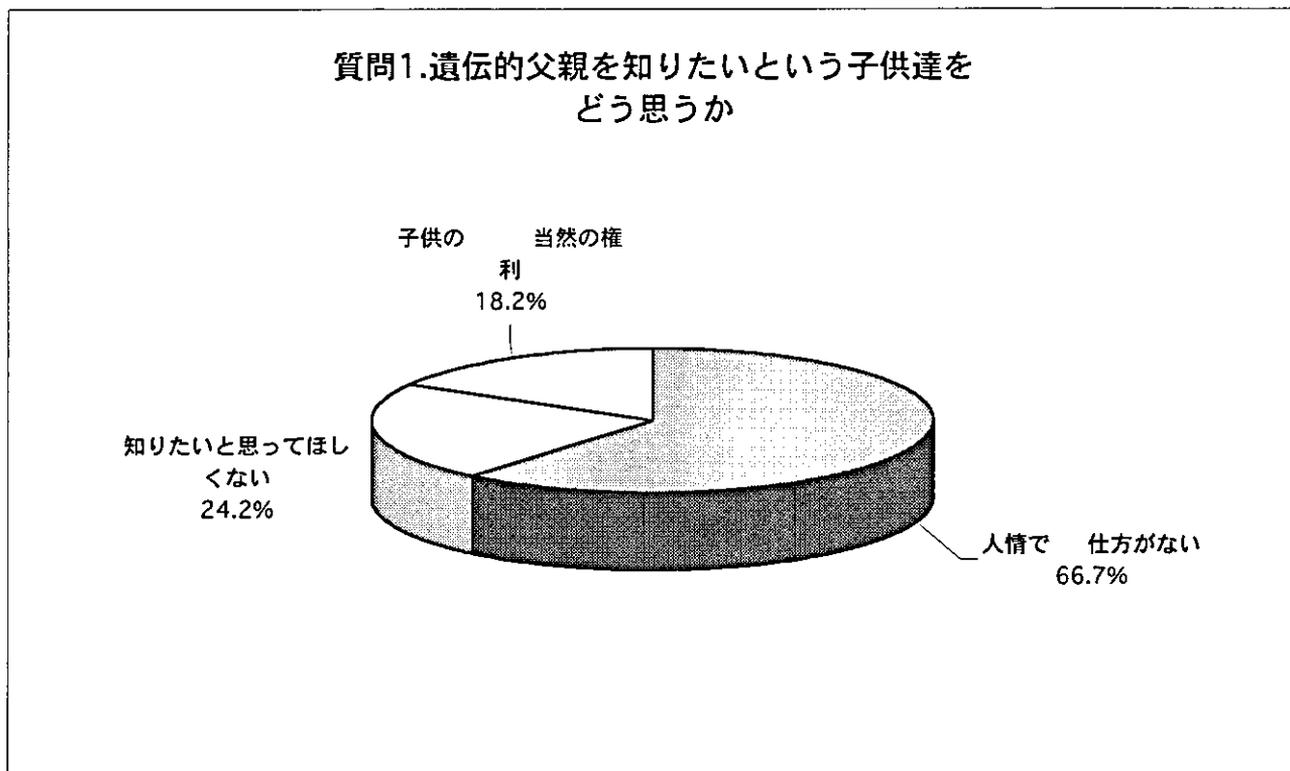


図1. 遺伝的父親を知りたいという子供達を
どう思うか

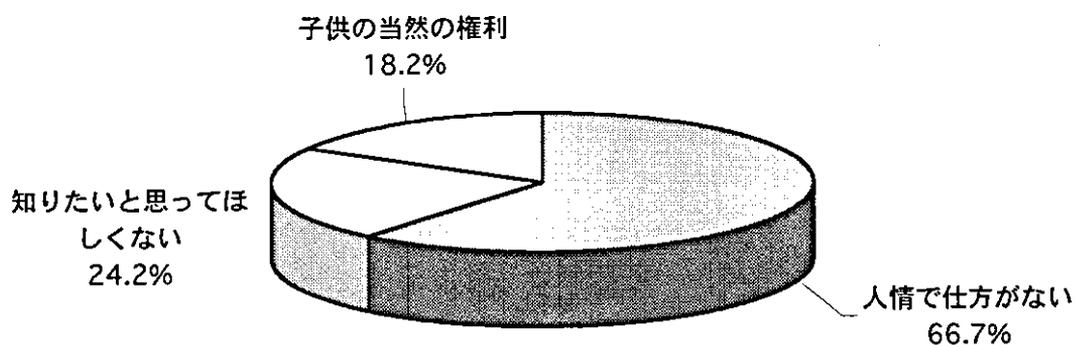
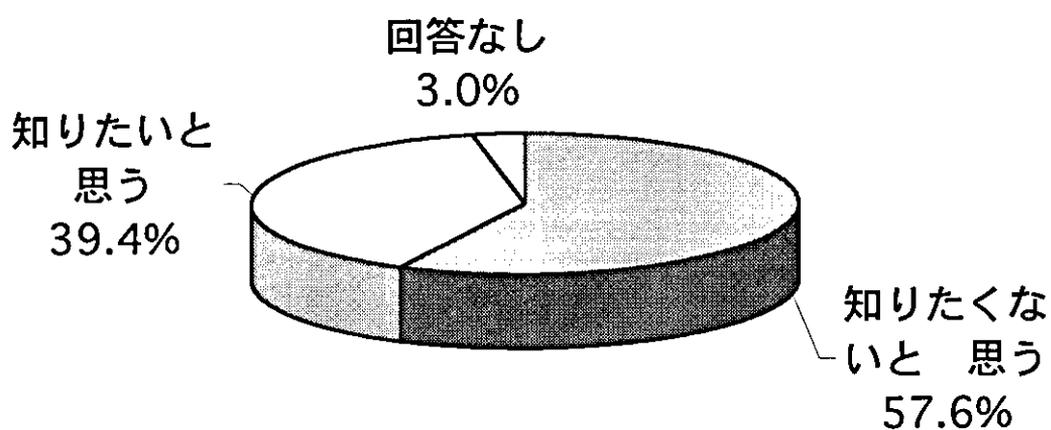


図2. 自分が提供精子で生まれた子供なら
遺伝的な親を知りたいか



(回答数)

図3.提供を受ける夫婦について

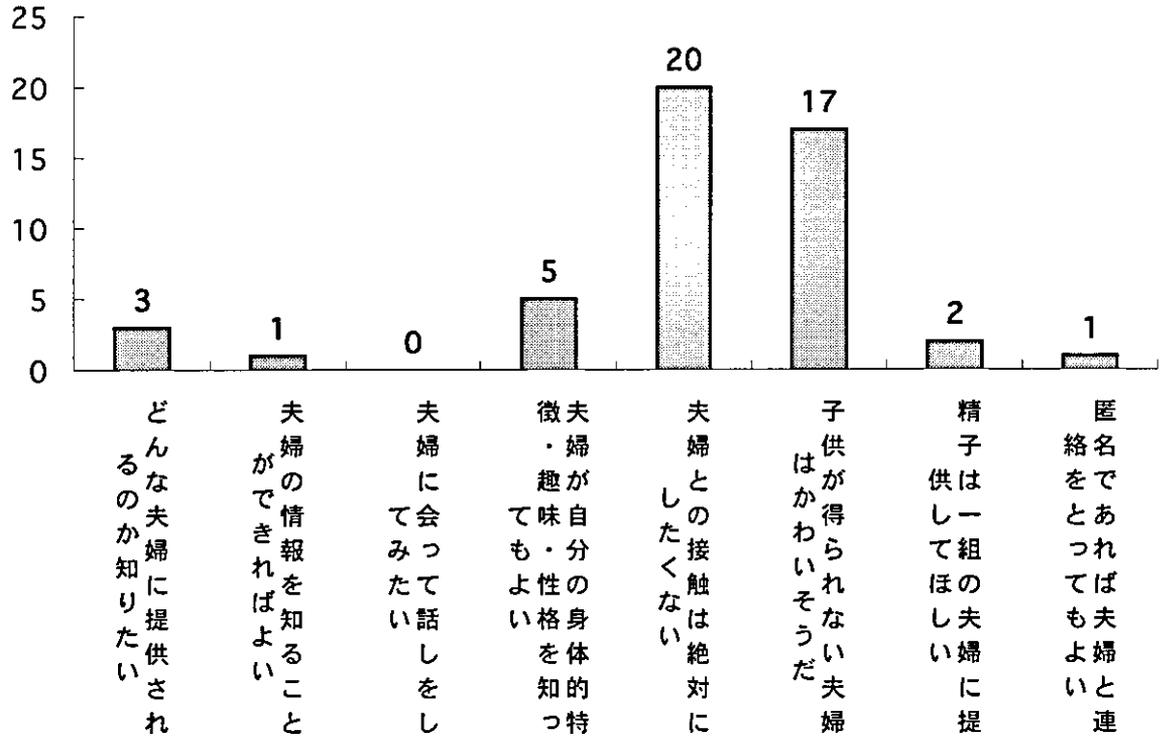


図4.自分の精子提供で生まれた子供について

(回答数)

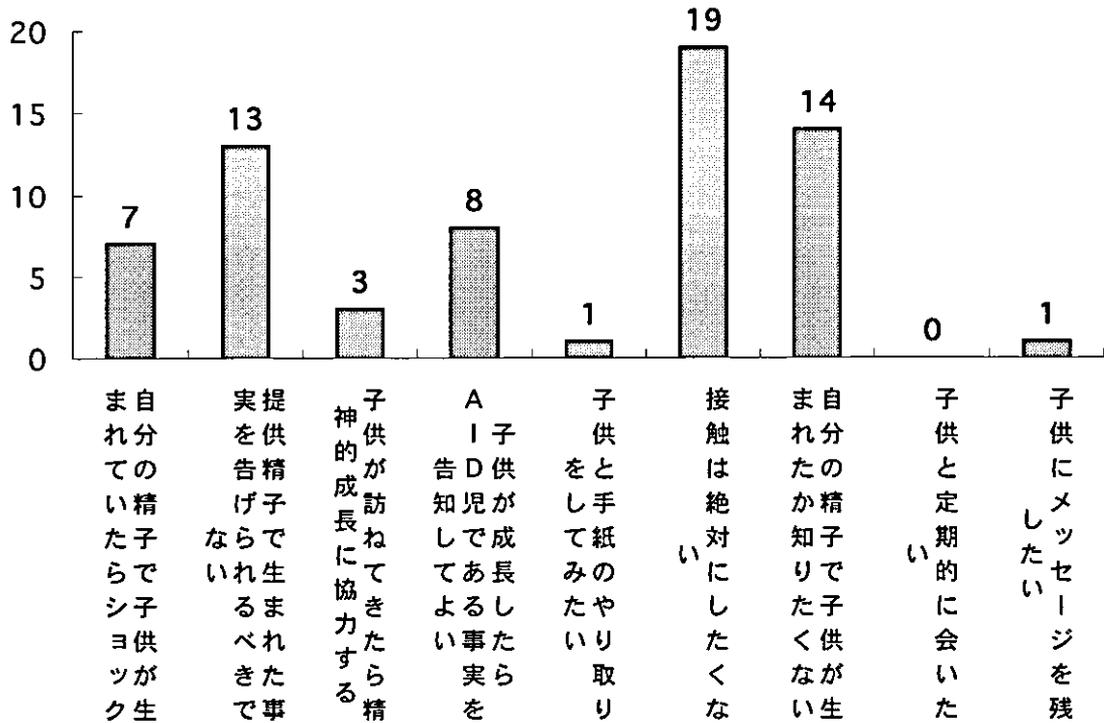


図5.生まれた子供が望むなら自分の情報を
どこまでなら教えてもよいか

(回答数)

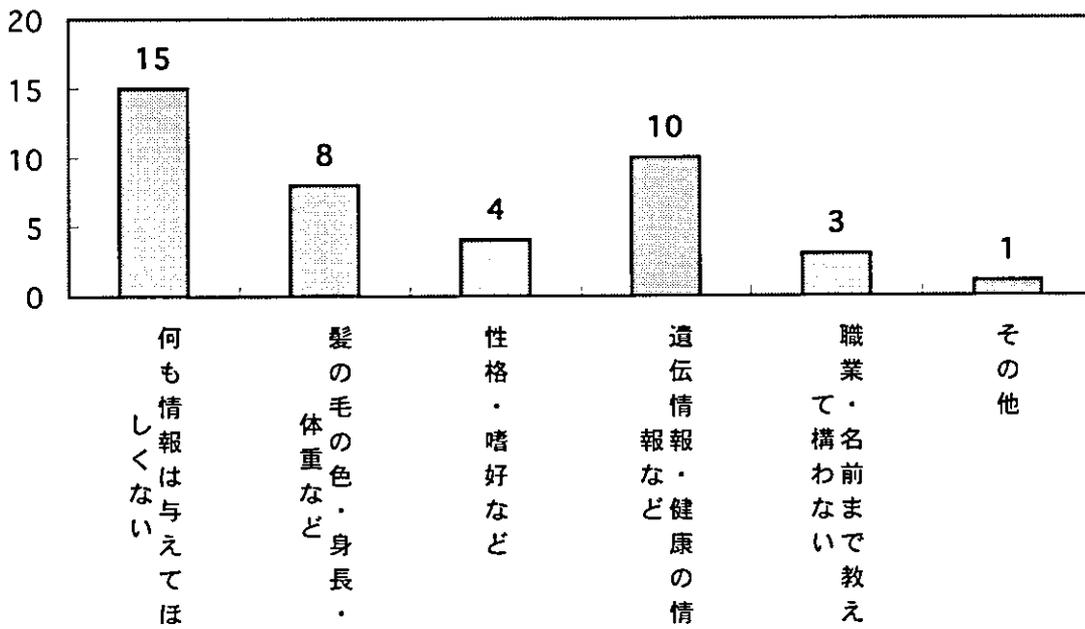


図6. 自分に提供で生まれた子供が会いに来る可能性を
話されていたら提供したか

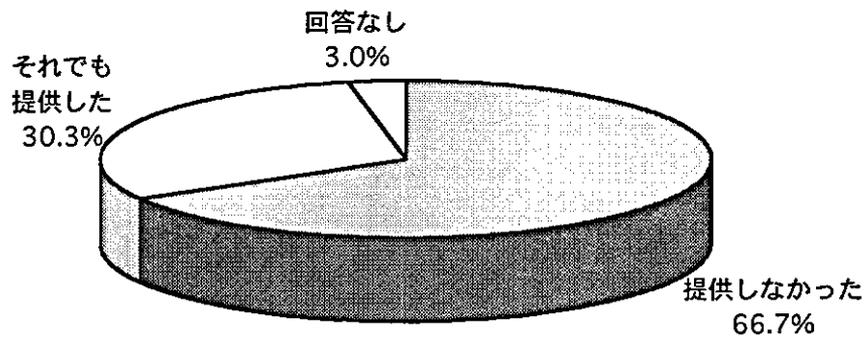


図7. 匿名が条件ならば自分が提供した精子で生まれた子供に会ってみたいか

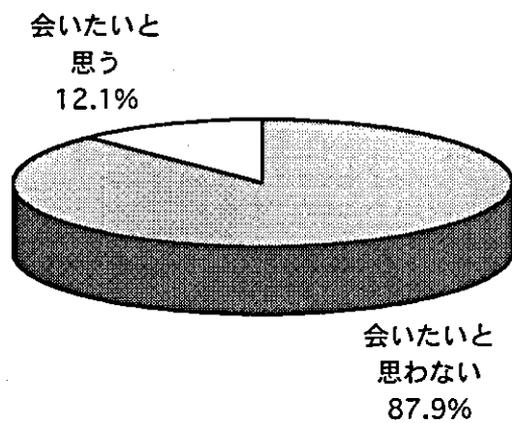


図8.提供精子で生まれた子供が会いに来たら
家族に紹介するか

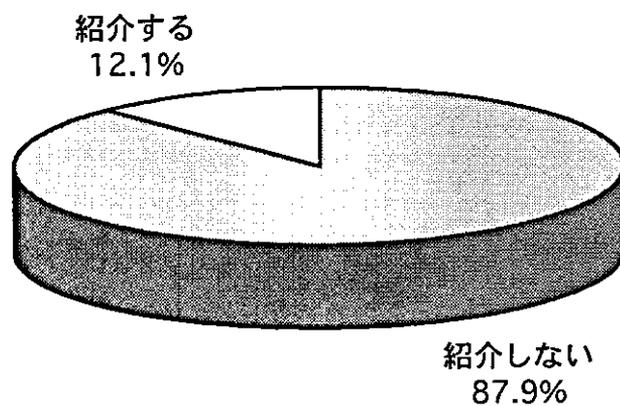


図9.家族に精子提供した事を話したか

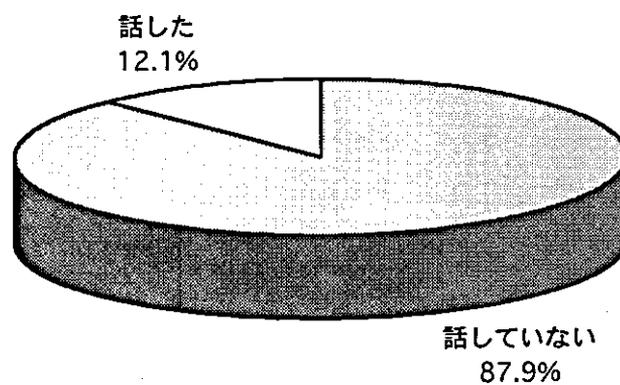
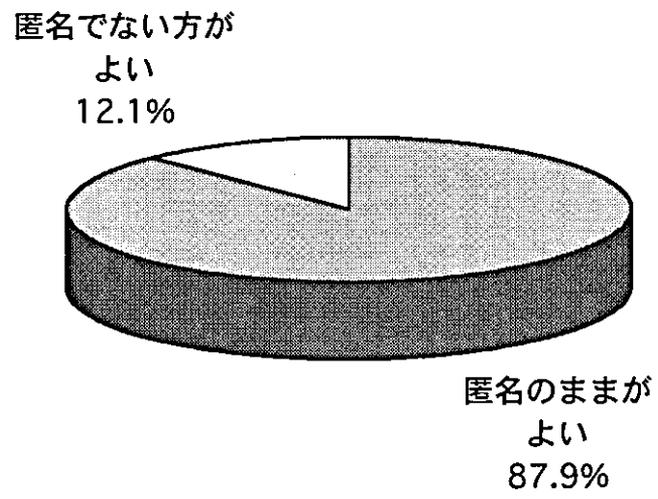


図10.精子提供は匿名のママがよいか



『生殖補助医療の安全管理および心理的支援を含む統合的運用システムに関する研究』

「生殖補助医療におけるカウンセリング供給体制の整備」

分担研究者： 朝倉寛之（田附興風会医学研究所）

研究要旨：配偶子・胚提供に伴う血縁関係のない親子関係全般に対して、養子縁組・里親制度を参考として諸種の社会的資源を活用した社会的・心理的支援体制を考察し、海外での事例を参考にして親および子供への対処方式およびカウンセリング体制を考案、整備する（配偶子・胚提供による親子関係への心理的支援）ための基礎的調査・研究を行った。

- ① 課題：諸外国における配偶子・胚提供を含む生殖補助技術におけるインフォームドコンセントを行なうための説明書・同意書の書式・運用指針の分析。

方法：

- a. 研究員が平成13年度まで生殖医療専門医として滞在した米国を中心に、諸外国における生殖補助技術に関して実際に使用されているインフォームドコンセントや専門医団体が出版するガイドラインを学会参加、出版物などから幅広く収集、検討する。
- b. 諸外国での生殖医療に関する裁判事例、法律を収集し、配偶子・胚提供による生殖補助技術を用いた治療がもたらす法的問題点を検討する。
- c. aおよびbを基に、生殖補助技術での治療におけるインフォームドコンセントの基本的要素を明確にし、明文化する。

調査結果：

ヒト卵子および胚の donation は 1983 年頃にオーストラリアおよび米国で相次いで成功例が報告された。その後、世界的に提供卵子および胚による生殖補助医療（ART）がおこなわれるようになったが、価値観や宗教、法律といった社会的な要因が複雑に絡んだ倫理的問題を多く含むため、各国によってその対応はまちまちであった。国・地域により法律やガイドラインの存在の有無や、その内容も大きく異なっていた。提供精子による人工授精(AID)と同様に提供卵子による ART が許認されているのは、米国、英国、フランス、スペイン、イタリア、中国、韓国、カナダ、ベルギー、オランダ、オーストラリア、インド、チェコ、ブラジルなどの国であるが、スウェーデン、ノルウェー、ドイル、スイス、オーストリアなどではAIDを許容しても卵子および胚の提供は法律で禁止されている。